

# 年金コラム

**就職、退職、結婚したときは年金の届け出が必要です**

20歳から60歳になるまでの40年間は、国民年金に加入します。加入者(被保険者)は、職業などにより次の3種類に分かれます。

- ① 第1号被保険者(農業、自営業、学生、アルバイト等)
- ② 第2号被保険者(会社員や公務員等)
- ③ 第3号被保険者(会社員等に扶養されている配偶者)

就職、退職、結婚等により加入の種類が変わるときは、年金の届け出が必要です。届け出の際は、年金手帳や証明書等をご持参ください。

## 学生納付特例制度・納付猶予制度

学生で保険料の納付が困難な方には、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。また、学生でない50歳未満の方で国民年金保険料の納付が困難な方には、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料全額の納付を猶予することができ「納付猶予制度」がありますので、必要な場合

はご利用ください。

学生納付特例や納付猶予の適用を受けていた期間の保険料については、そのままでは年金額に反映しませんが、承認を得た年度から数えて10年間は追納することができます。将来の年金額を確保するためにぜひ申し出てください。

・第1号被保険者で学生納付特例を申請する場合は学生

証が必要です。

・制度の内容や手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

**問合せ** 春日部年金事務所  
 ☎048・737・7112  
 /市民課(総合窓口)市民係  
 (内線2663) /各総合支所各戸籍市民係(菖蒲・内線121 /栗橋・内線214 /鷺宮・内線128)

こんなとき	手続き	手続きに必要なもの	届出先
20歳になったとき	国民年金加入手続き(第2号被保険者(厚生年金等)加入中の方は除く)	年金事務所から送られている案内書	・第1号被保険者は市民課(総合窓口)各戸籍市民係 ・第2号被保険者は市民課(総合窓口)各戸籍市民係 ・第3号被保険者は勤務先
会社等に就職したとき	第2号被保険者(厚生年金等)加入の手続き	勤務先で確認してください	勤務先
会社等を退職したとき	国民年金(第1号被保険者)加入の手続き	基礎年金番号または個人番号と本人確認できるもの、退職日の分かる証明書(離職票等)	市民課(総合窓口)または各戸籍市民係
配偶者(第2号被保険者)の扶養に入ったとき	第3号被保険者へ種別変更の手続き	配偶者の勤務先で確認してください	配偶者の勤務先
配偶者(第2号被保険者)の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者へ種別変更の手続き	基礎年金番号または個人番号と本人確認できるもの、扶養喪失日の分かる証明書(扶養喪失証明書等)	市民課(総合窓口)または各戸籍市民係

## 難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

**対象** 次の要件を全て満たす方

- ① 市内在住で18歳未満の方
  - ② 両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、かつ身体障害者手帳の交付の対象とならない方
  - ③ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ※世帯に一定以上の所得がある方がいる場合または他の法令に基づき助成を受けている場合は対象となりません。

**助成内容** 新たに補聴器を購入する費用または耐用年数経過後に補聴器を更新する費用の3分の2の額

※補聴器の種類により基準価格が定められています。

**申請方法・問合せ** 交付申請書に身体障害者福祉法に規定する医師(第15条指定医師)が交付する意見書と補聴器の見積書を添えて、障がい者福祉課自立支援係(内線3248)または各総合支所各社会福祉係(菖蒲・内線141 /栗橋・内線248 /鷺宮・内線142)へ